

令和 7 年度

波浪棟及び各実験棟廃棄物処理業務

仕様書

令和 8 年 1 月

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

1. 業務概要

本業務は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令に従い、当所において不用となった物品を適正な方法により処理するものである。

2. 業務内容

廃棄物処理

廃棄物品は、書籍・書類、パソコン類、木くず、金属くず、砂、蛍光灯、実験模型等であり、数量は入札公告に記載する日時に現地確認を行い、受注者が算出するものとする。別紙に破棄物品の例を示す。

3. 履行期限

令和8年3月27日

4. 履行場所

神奈川県横須賀市長瀬3-1-1

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所

5. 一般事項

- (1) 廃棄物の収集日時は、別途当所担当職員と打合せを行うこと。
- (2) 引取場所は、構内で担当職員が指示するものとする。
- (3) 廃棄物は関係法規に基づき適正に処分し、PC、HDD、レコーダー等記録装置は、データの流出が無いように破壊処理を行うこと。
- (4) 受注者は、収集した廃棄物を受入から処分の完了まで法令に基づき適正に管理する責任を負うこととし、処分の完了までに発生した事故については受注者の責において処理すること。
- (5) 業務の遂行にあたり、当所業務の支障とならないよう実施することとし、そのおそれがある場合は事前に当所担当職員と調整すること。
- (6) 運搬終了後、現場及び周辺の清掃ならびに後片付けを行うこと。
- (7) 運搬時及び最終処分終了時に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提出すること。産業廃棄物管理票は受注者の負担で準備すること。
- (8) 事業範囲を証するものとして、産業廃棄物の収集運搬並びに処分等の許可証等の写しを提出すること。
- (9) 廃棄物の転売については、固く禁ずる。

6. 檢収

本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

7. 支払

検査終了後、受注者の適法な請求書を当所が受理した日から起算して、30日以内に支払うものとする。

8. その他

- (1) 本仕様書に記載なき事項又は疑義が生じた場合は、両者協議のうえ決定するものとする。
- (2) 業務遂行中に建物、機械、物品等の当所資産に損傷を与えた場合は、直ちに担当職員に報告し、受注者の負担で復旧するものとする。

以上

別紙 処分品例

引取場所：港湾空港技術研究所敷地内各所

①書籍・書類	②パソコン等
	
③木くず	④金属くず
	
⑤金属くず	⑥金属くず
	

<p>⑦砂</p> 	<p>⑧蛍光灯</p> 
<p>⑨実験模型</p> 	<p>⑩実験模型</p> 